

◎新潟県告示第808号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年6月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成24年5月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社阿部産業
阿部 二郎
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区沼垂西3-11-6
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第2550号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ハウゼ新潟
清野 英一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区小針南2-5-29
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第43784号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
スズキ舗道有限会社
鈴木 純作
 - 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町津川688-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第40915号
 - 5 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
マツケン
松井 正一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字福橋638-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第43699号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年5月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社キョーショー
滝沢 正之

3 主たる営業所の所在地

長岡市柏町2-6-32

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43905号

5 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年5月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年5月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社岩野建設
岩野 フミ子

3 主たる営業所の所在地

佐渡市徳和698-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第11533号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年5月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社水吉工務店
水吉 雄三

3 主たる営業所の所在地

西蒲原郡弥彦村大字弥彦2637

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第22084号

5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年5月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中谷工業

中谷 正

- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市寺町1-4-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43266号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年6月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社白倉設備
白倉 豊治
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市南1-17-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-19)第15539号
 - 5 処分の内容 さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年6月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
マルエス
佐藤 正夫
- 3 主たる営業所の所在地
村上市八日市10-21
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20925号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年6月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。